

## 自動販売機設置契約書（案）

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会（以下「賃貸人」という。）と●●●●（以下「賃借人」という。）との間に、自動販売機の設置及び運営に関する事項について下記のとおり契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件が町有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

契約物件により変わります。

財産名称	所在地	設置箇所	貸付面積	台数
松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字松伏 357 番地	ふれあいセンター 1 階	1.50m×1.00m	1 台

（指定用途等）

第3条 賃借人は、貸付物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、自動販売機の設置及び撤去の日は、両者協議のうえ、貸付期間内で賃貸人が指定する日とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は年額金●●●●、●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額は●、●●●●円）とする。

2 1年未満の期間に係る貸付料の額は、前項に定める貸付料年額に基づき月割計算により算定した額とする。

（電気料）

第7条 電気料は、賃借人の設置する自動販売機1台あたり年額金72,000円（1ヶ月6,000円）とする。

（貸付料及び電気料の支払）

第8条 賃借人は、その年度に属する貸付料及び電気料を賃貸人の発行する納入通知書により、年2回（4月末及び10月末まで）に分割し、賃貸人に支払わなければならない。

ただし、当該年度の納期限前までに貸付期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合は、賃貸人の指定する日までに支払うものとする。

（販売商品及び販売価格）

第9条 賃借人が販売する商品及び販売価格は、別紙記載の「販売商品の種類等」のとおりとする。販売商品及び販売価格を変更する場合は、あらかじめ賃貸人の承認を得なければならない。

2 賃貸人は、災害等の非常時には、別途「災害時における飲料供給に関する覚書」に基づき、災害被災者に救援物資として賃借人の販売商品を無償で提供することができる。

（違約金の徴収）

第10条 賃借人は、第8条に定める期限までに貸付料及び電気料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸料及び電気料の額に年3.1パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として賃貸人に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（費用負担）

第11条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第21条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

（貸付物件の引渡し）

第12条 賃貸人は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において、賃借人に引き渡すものとする。

（瑕疵担保等）

第13条 賃借人は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、賃貸人に対し、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 賃借人は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、賃貸人の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

（転貸の禁止）

第14条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件の賃借権を譲渡してはならない。

（管理義務）

第15条 賃借人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（第三者への損害の賠償義務）

第16条 賃借人は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは賃貸人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

（通知義務）

第17条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

（商品等の盗難又は毀損）

第18条 賃貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、賃貸人の責に帰することが明らかでない場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 賃貸人は、貸付期間中、必要に応じて、賃借人に対し貸付物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合において、賃借人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第20条 賃借人は、自動販売機の売上本数及び売上額を、毎月1日から月末までの分を各年度の上半期及び下半期ごとにとりまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月末日までに賃貸人に報告しなければならない。

(契約の解除)

第21条 賃貸人は、賃借人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 貸付期間以内においては、両者共に本契約を解約できないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、賃貸人において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

4 第2項の規定にかかわらず賃貸人は、賃借人に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、賃借人に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により賃借人に損害があっても、賃貸人はその責めを負わないものとする。

(1) 本契約に先立ち賃借人から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 賃貸人の書面による承諾なく、賃借人が2か月以上貸付物件を使用しないとき。

(7) 賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めるとき。

(9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(11) 貸付物件及び賃借人が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を賃借人が妨げると認めるとき。

(12) 賃借人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(賃借人が個人である場合にはその者を、賃借人が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃借人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、賃貸人が賃借人に対して当該再委託契約等の解除を求め、賃借人がこれに従わなかったとき。

(13) 前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(貸付物件の返還)

第22条 貸付期間が終了したときは、賃借人は、直ちに、貸付物件を、その所在する場所において賃貸人に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、賃借人は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。ただし、賃貸人が適当と認めたときは、この限りではない。

(1) 賃借人の責に帰すべき事由により、貸付物件を滅失又は毀損したとき。

(2) 前条の規定により貸付物件を賃貸人に返還するとき。

(損害賠償)

第24条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人が第21条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃借人に損害が生じたときは、賃借人は、賃貸人に対しその補償を請求できるものとする。

(不当な要求の報告)

第25条 賃借人は、賃借人又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、賃貸人への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 賃借人は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告するよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第26条 賃貸人が、この契約に係る賃貸人の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、賃貸人は賃借人に対し、賃借人が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(賃貸人に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第22条の規定により貸付物件を返還する場合において、賃借人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、賃借人はこれを賃貸人に請求しないものとする。

2 賃貸人の承認の有無にかかわらず賃借人が施した造作については、本契約の終了の場合において、賃借人は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第28条 この契約に要する費用は、賃借人の負担とする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、貸付物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第30条 この契約に関し疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成26年 月 日

賃貸人 埼玉県北葛飾郡大字松伏357番地  
社会福祉法人松伏町社会福祉協議会  
会長 会田 重雄 印

住所  
賃借人  
氏名

印